



長野県報

12月23日(月)
令和元年
(2019年)
第67号

目次

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課) 1

告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課) 1

保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課) 2

公共測量の実施(建設政策課) 3

公共測量の終了(建設政策課) 3

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 3

公告

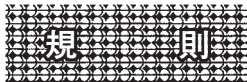
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 4

土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(2件)(農地整備課) 9

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課) 9

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課) 9

地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局) 10



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第35号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を
次のように改正する。

第120条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」
に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

第121条第1項中「情報通信技術利用法第3条第1項」を「情報
通信技術活用法第6条第1項」に改める。

第122条第3項中「総務省関係法令に係る行政手続等における情
報通信の技術の利用に関する法律施行規則」を「総務省関係法令に
係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

税 務 課



長野県告示第369号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)
第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和元年12月23日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

長野市

2 事業の種類

中条総合市民センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県長野市中条字古屋、字番場地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

中条総合市民センター建設事業(以下「本件事業」という。)

は、法第3条第22号に掲げる社会教育法による公民館及び博物館、
第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎及び第32号に
掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する
事業に該当することから、法第20条第1号の要件を充足すると